業務部速報



No. 105

発行 21.12.27

JR東労組 業務部

申19号

「仕業検査有効期間の見直しについて」に関する申し入れを提出!

JR東労組は、「仕業検査有効期間の見直しについて」の説明を受け、各地方と議論を積み重ね問題意識を共有してきました。

会社は、20年にわたり管理・運用してきた整備基準(規程)を「新系列車両が大部分を占めるようになり、車両の信頼性が向上していること」「輸送の安定性向上及び車両メンテナンスの適正化」を目的に整備基準(規程)で規定する仕業検査の有効期間を9日に見直すとしています。

しかし、現在の整備基準(規程)によって、安全はもとより安定性を確保し、鉄道輸送の役割を果たし20年にわたり管理・運用してきた経緯があります。また、直通運転が増え走行距離も増加している環境に変化もしてきています。このような現実に踏まえ、新系列車両が大部分を占め、車両の信頼性が向上しているからと言って有効期間を見直す必要があるのか疑問が残るとともに、一律に見直す必要があるのかという危機意識もあります。

職場では、「整備実施基準と電車整備標準(規程)の検査期日カウントの考え方の違いで間違いが生じてしまうのではないか」「有効期間の延長に伴い猶予がなくなり安定性に欠けるのではないか」等、不安な声が挙げられています。

したがって、組合員の不安解消と安全・安定輸送の確保の観点で、団体交渉を行います。

申し入れ項目

- 1. 仕業検査有効期間を見直す根拠を明らかにすること。
- 2. 仕業検査有効期間を見直す際の実施内容および移行方法を明らかにすること。
- 3. 整備実施基準と電車整備標準(規程)の検査期日カウントの考え方が違う根拠を明らかにすること。
- 4. 臨時に仕業検査が必要な場合は、JR本体で対応するのか明らかにすること。また、JR本体社員の技量維持の考え方および育成方法を明らかにすること。
- 5. 自然災害や人身事故、設備トラブルなどの輸送障害発生時における仕業検査切れ間際の車両が入区できない状況を解消すること。
- 6. 期間内に仕業検査を施行できない現実があることから、仕業検査の管理方法と対策について明らかにするとともに、有効期間内に仕業検査を施行できる体制を構築すること。
- 7. 仕業検査の有効期間延長に伴い、安全で安定した輸送を確保するための部品や予備品を確保すること。

要金で安定した輸送を提供するために職場から声を上げよう「